

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の
在り方等に関する有識者会議（第1～3回）における主な意見等

【議論の目的】

- 子供たちの個別最適な学びと子供・社会のウェルビーイングを前提にしつつ、「特定分野に特異な才能」を広く捉え、子供たちに才能教育を提供することが必要。
- 狭い範囲の特異な才能を持った子供に対する新しい教育の種類を作るのではなく、より広く、学習者中心の「個別最適な学び」に位置付け、様々な子供たちの興味・関心等のニーズに応じた学びの在り方を考えていくべき。その際、学級内の学びを基本としつつ、そこから学校外の活動と連携していくという形が良いのではないか。
- 義務教育においては、全ての子供たちが無償で能力に応じた教育を受けることができるということを目指すべきというのが大前提であるが、現在、そこから排除されている児童生徒もいることを認識する必要がある。質を揃える議論が大勢を占める日本において、凸凹がある子供の能力を潰してしまっていることを認識し、同調圧力や嫉妬から逃げずに、一人一人の特性に応じた1個別最適な学びを国として進めていくことに照準を置いた政策を打ち出していくべき。
- 日本社会は特定の才能や立場がある人に厳しい目を向けやすいという世論形成の特性があるが、本来の目的を見失わず、社会的に賛同されるテーマを意識しながら議論を進める必要がある。

【広義の才能と狭義の才能】

- 一部の人を特別に取り出し差別化を図るといった議論のみを行うべきではない。まずは通常のクラスの中で多様な子供たちが学べるようにするための議論を行った上で、更に特別な才能がある子供への教育をどのように保障するかということの、二段構えで議論を進めていくことが重要。
- 一定の基準で才能を識別して選抜を行う「狭義の才能教育」と、才能を基準とした選抜を行わない「広義の才能教育」を明確に区別する必要がある。
- 選ばれた人として対象をあまり絞ってしまうと、目立ちすぎてストレスがかかる。米国では対象が5～6%程度となっていることも参考に、対象となる児童生徒の選定は行うものの母数を広げて考える、広義と狭義の間のような仕組みを考えるべきではないか。

【才能の対象、見だし方】

- 「特定分野に特異な才能」とは、それぞれの子供が有し伸ばせる可能性がある才能を意味する。トップレベルの特異な才能の視点を排除するものではないが、それに限定するものではないということを確認すべき。
- 才能児の定義を設け、それに当てはまる特定の児童生徒を才能児としてラベル付けするのではなく、場面に応じた児童生徒の才能行動を見出していくべき。

- 選考基準として才能を定義づけることは困難だが、本会議では才能の定義を拡張し、再定義を行う必要がある。
- 日本の教育は、オールラウンダーを育成する教育が主であったが、そこから脱却し、一つの分野に突出した子供について、才能を発揮できる場・機会をいかに作っていくかを議論していくことが必要。
- 複数の領域を通じて興味関心を持つ子供も、一つの領域を深める子供もいる中で、才能をニュートラルに捉えることが重要。
- 才能の識別に当たっては、特定の意図を持ったプログラムを学校外で提供し、識別の基準を示すことが考えられる。教師には、才能の見いだしまではできなくても、個々の子供が困っていること（つまりきや、退屈そうにしていること）については把握することが求められる。
- 児童生徒の才能に気付き伸ばせるかということには、家庭環境が果たす役割が大きく、特定分野に特異な才能のある児童生徒であることに、本人や保護者が認識出来ていないこともある。このことに対して、才能の識別に教師が役割を果たすことができるかなど、対応する仕組みを検討する必要がある。
- GIGA スクール構想により、従来とは別の方法で才能を見出せる可能性もある。
- 低年齢の子供に対して、ピアから離れていない段階から取り出しを行うことについては、慎重に考える必要がある。また、日本では、低年齢のうちから潜在的な才能を見だし伸ばすことは馴染まず、学校に入ってから対応できるようにするのが良いのではないか。
- 選抜を行う際は、格差の問題に対応するため、ジェンダーや経済状況も含め、あえて多様な状態になるようにすることが重要。また、経済的な支援についても考える必要がある。
- 「ギフテッド」という言葉は、極めて稀有な才能を意味していると誤解される場合や、2E（発達障害と才能を併せ持つ子供）という意味だと誤解される場合があり、論者により対象イメージが異なるため、本会議において使用すべきではない。

【児童生徒が抱える困難、支援方策】

- 誰のどういうニーズに応えるのかを明確にすることが重要。
- 日本で才能教育を検討するに当たっては、国力を高めるために優れた子供たちを選抜して行うというよりも、個人のニーズに応じて、2E や GDF を含めた、困っている児童生徒を救うことに重点を置くべき。
- 発達障害や不登校（不登校傾向を含む）の児童生徒が型にはまった学校教育では対応しきれないことは明らかであり、そういった児童生徒のための教育の場が必要。才能を伸ばすという側面だけではなく、メンタルヘルスという側面も重要。
- 社会に便益をもたらすような才能を生かす人材の育成という側面よりも、才能を持つがゆえに困っている児童生徒のニーズに対応するという側面から捉えるべきではないか。
- 児童生徒が抱える困難について、教師が知識を持つことが重要。同時に、例えば各都道

府県の教育センターなどで支援について検討することや、保護者や児童生徒に対して専門家のサポートに関する情報を提供できる仕組みを作っていくことが重要。

- 困難を抱える子供たちに対して、福祉や医療の領域で子供たちの困難を把握し対応することも重要。
- 不具合の状態に置かれている当事者がいるのではないかと思う。不具合の情報をすぐに共有し、修復することができる方が良い。逆に、不具合を自分の内に秘めてしまう事態は避けなければならない。
- 才能があることで困っている子供たちばかりではないことや、困っているという根拠が出にくいということも留意しておくべき。
- 特異な才能のある児童生徒の支援を主に行ってきたのは保護者であり、保護者の家庭環境に応じた支援の在り方を検討することが必要。

【早修と拡充】

- 日本の文化的背景も踏まえ、日本の学校においては、早修ではなく拡充を中心に考えるべきではないか。
- 狭義の早修を進めていくことのデメリットを考える必要がある。日本社会には先輩後輩の意識が根強いことや、学校教育には社会性を育む包括的な学校教育の提供という役割がある点にも留意が必要。
- 先行して大学飛び入学やアドバンスド・プレイスメントなどの早修やエリート教育的な仕組みが導入されていることにも留意しつつ、会議として何を求めるのかを議論する必要がある。
- 早修については、民間の塾や早期プログラムなどの既存の実践を踏まえ、成果や課題を検証していくことが必要。
- 発展的な学習や单元内自由進度学習等の既存の実践を参考に、拡充の在り方を検討すべき。
- 早修や拡充のほかに、学び直しや後回しといった概念も考え得る。

【学校の教育課程上の取扱いと指導の在り方】

(教育課程の考え方)

- 教育課程全体の中で、個別最適な学びと協働的な学びのバランスは重要。個別最適な学びは、部分的であっても取り入れることは効果的。
- 才能教育は、通常の学級での個別最適な学びや協働的な学びをベースにして、そこに特別支援教育や学校外の活動が連携する形で実施されるべき。
- 選択を拡大し自由度を高めることと、共通性・公共性を構築することのバランスをどう考えるか。
- 教育には、全ての子供に基礎的な学力を共通に習得させるという側面があるが、近年この「共通」のハードルが上がっており、それに対応することに困難を抱える子供が増加

している印象を受ける。ハードルの設定に当たっては、内容（カリキュラム）の基準の柔軟化と、方法の多様化という論点がある。

- 子供たちが社会に出た後、どのように自己実現を果たしていくのかを考え、そこから逆算して学びの環境を設計していくことも重要。
- 既存の教育課程の特例制度（SSH、SGH など）は学校が主な単位になっており、必ずしも個人や学級が単位になっていない。全体のプログラムではなく、個々の生徒に着目する視点が重要。

（指導の在り方）

- 一斉授業は、量的な拡充を行うに当たっては非常に効率的だが、質的な拡充を行う上では、これまで長年にわたって議論が行われてきた。
- 文部科学省として、凸凹を許容することや、カリキュラム・時間割の柔軟性、子供に授業をさせること、異学年集団で授業を行うことなどを発信していくことが重要。
- 習熟度別のクラス編成が有効に機能することもあると考えられる。なお、習熟度別編成のデメリットについても議論する必要がある。
- 授業で退屈しているいわゆる「浮きこぼれ」が生まれまいよう、授業設計の在り方を検討する必要がある。その際、リソースの問題に対応するため、NPO・民間が果たす役割やオンライン教育の活用なども議論をしていく必要がある。
- 個別最適な学びを行うに当たっては、学校の教師が自律的に導入することや、子供が自己調整し判断して活用することが重要。その際、外部のプログラムを活用することも考えられるが、その運用の在り方が重要。
- 学習の個性化を行うに当たっては、子供がメタ認知・自己評価を行い、それを教師がアセスメントしていくことが重要。その際、教師は、子供の上手いできない経験を受容すること、子供に寄り添い成長を促すことが重要。
- 理数探究基礎・理数探究・総合的な探究の時間などを活用して生徒の資質・能力を育成しつつ、学校外の取組と接続していく方策について問題となる。

【学校の教育課程編成や指導を円滑に実施するための環境】

- 指導方法を変えたり、探究的な学習活動を行ったりすることにより、困っていた子供が救われることがある。このような教育方法の見直しも含め、個別最適な学びと協働的な学びを考えるに当たっては、ICTの活用も含め、多様な学びを多様に支援する技術を教師が身に付ける必要があり、それを可能とする教員養成・教員研修の在り方が課題となる。
- 1人1台端末も活用した個別最適な学びの在り方や、チーム学校の成果・課題について考えていくことが必要。
- 進学実績のための教育が行われている実態から脱却するには、多面的な評価軸により学校を評価できる仕組みが考えられる。

【外部機関等との連携】

(外部機関と学校の連携方策)

- 学校教育だけで全て対応しようとするのではなく、地域・大学・民間・専門家などにもどのように繋いでいくのか、各主体がどのような役割を果たすべきかを考えていくべき。
- 学校の負担に鑑みると、地域・大学・民間に軸足を置き、その取組を学校にも接続していく仕組みの方が現実的ではないか。
- 学校外での活動については、学校外での活動の成果を学校に持ち帰り、ICT も活用しながら他の子供に伝え、他の子供の興味を喚起する方向性も考えられる。
- 特異な才能のある生徒の生きづらさをなくし、より可能性を伸ばすためには、学校外において多様な子供の個性が発揮できる場を用意し、学校においてそれを多面的に評価することや、入試の調査書や企業の履歴書に取り入れていく方策や、進路指導の在り方を検討する必要がある。

(外部機関による学びの場)

- 子供たちの学びの場を、オンラインも活用しながら、学校外で様々な形で提供されている場にどのように拡張するかが問題となる。
- 地域格差・経済格差に対応するため、地方自治体が地域内外の多様なリソースについて一覧化してオプションを提示し、学校の教師が選択できるようなプラットフォーム・ポータルを作れないか。また、それを認定・検証・継続させるための仕組みも必要。
- 教育を共に担うパートナーとして、学校と地域が連携していくに当たり、地域の多様なプログラムを活用し、子供の個性を伸ばしていくことが重要。
- 大学は、これまで以上にサマープログラムや MOOC などの教育プログラムを提供し、高校生が大学の単位を修得する機会を充実すべき。
- 子供のニーズ・才能は様々であり、さらに、認知的な特性や合理的配慮の必要性なども掛け合っている。それぞれの多様な子供と環境とのマッチングが重要。
- 日本の才能教育に当たる分野は、大都市圏の小学校受験・中学校受験や各種の習い事等により担われてきた。
- 拡充については、各々の子供たちが持つ多様な才能を発揮できる機会を増やすことが重要。様々な分野のコンテストを数多く設け、他の参加者の考え方にも触れられるような機会を設けることが考えられる。
- 民間が提供する学習機会（フリースクール・オルタナティブスクールなど）は、特異な才能のある児童生徒にとって、成長し、生き生きと学べる場となっている実態もあり、教育として公的にオーソライズしていくことや、その経済的負担の在り方も含め、議論を行っていくことが必要。

【今後の議論において留意すべきこと】

- 有識者会議としては、現状を把握するにとどまらず、公教育として取り得る道筋を示し、提言をしていかねばならない。

- 仮に対応方針を決めたとしても、それによるデメリットも生じることも認識しておく必要がある。また、その公的な方針の外でも自然発生的にプログラムが提供される可能性があることや、それにより格差が生じる危険性があることを認識しておく必要がある。
- 子供たちの特性に応じ、居場所を作り、個性を伸ばそうとする既存の取組（SSH、SGH、WWL、大学飛び入学、大学（院）早期卒業・修了、習熟度別指導、少人数指導、通級による指導等）や、関連するこれまでの議論（学社連携など）について、一度棚卸を行い、これまでの成果と課題を整理することが必要。
- 既存の取組について、メンタル面も含め、時系列で追跡していくことが必要。
- 公立・国立・私立によって、教育の自由度、人事、施設、公務員か否か、教育委員会が果たす役割などが異なり、その相違やメリット・デメリットについて考える必要がある。
- 多様な児童生徒が同じ学校に存在する義務教育と、学区が広く、選抜が行われ、定時制・通信制なども存在する高等学校教育の相違について、児童生徒の発達の段階の違いも含め、考える必要がある。
- 日本の高等学校では選抜が行われていることから、特に一部の進学校においては、既に実質的に才能教育が行われているのではないか。
- 公教育と民間などの関係機関を繋いでいく方法や、公的資金を関係機関に配分していく財政支援の在り方についても検討が必要。
- 子供たちの才能を伸ばしていく取組を行う際、どのような財源（リソース）で行うのかという問題や、教員や外部機関も含めて財源をどこに配分するのかという問題についても検討すべき。なお、地方財政のみに委ねられた場合、適切な支援ができない地域が生じることもある。